

モバイル端末(ワイモバイル)レンタルサービス条項

提供 ソフトバンク株式会社

この条項は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」という)の提供する携帯電話サービスの契約者に対して、当社がモバイル端末の貸出サービスを行う際の条件等を定めたものです。申込みの際には、以下の条件等を十分理解し、同意いただいた上で、お申し込み下さい。

1. 用語

本条項で使用する次の用語の意味は以下の通りです。

※各条項で定義されているものはそちらをご参照下さい。

用語	意味
レンタルサービス	項番2で定めるレンタルサービス
レンタルサービス契約	本条項に基づき当社が提供するレンタルサービスに関する契約
携帯電話サービス	当社が「ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編)(タイプ1・2)」及び「ワイモバイル通信サービス契約約款(データ通信サービス編)」に基づき提供する電気通信サービス
携帯電話サービス契約	携帯電話サービスに関する契約
契約者	本条項に同意し、レンタルサービスの提供を受けるお客様
本件モバイル端末	レンタルサービスの対象となる当社所定の携帯電話機本体(電池パック含む)、またはデータカード端末等の移動体通信端末
付属品	本件モバイル端末の充電器及びその他の備品
契約者回線	携帯電話サービス契約に基づき、無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
契約者識別番号	当社が付与する契約者を識別するための数字等組み合わせ
チップ	携帯電話サービスの契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置であって、当社が携帯電話サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
レンタルサービス用設備	レンタルサービス及びオプションサービスを提供するにあたり、契約者がレンタルサービス又はオプションサービスを利用するために必要なソフトウェア等を管理するために当社が設置及び管理するサーバ、電気通信設備その他の機器
回線停止等	本件モバイル端末の紛失等の場合に当社が行う契約者回線の利用中止及び利用再開
レンタルサービス料金	項番2(1)で定める基本サービスの料金
オプションサービス料金	項番2(1)で定めるオプションサービスの料金
レンタルサービス料金等	レンタルサービス料金、オプションサービス料金及びレンタル登録事務手数料その他レンタルサービス契約に基づき契約者が当社に対し支払うべき料金等
回線サービス利用料等	本件モバイル端末にかかる携帯電話サービスの利用料金、手続き料金及び解除料その他の携帯電話サービス契約に基づき契約者が当社に対し支払うべき料金等
紛失等	本件モバイル端末が紛失、盗難若しくは所有権侵害等の事由により物理的に契約者の管理下を離れること
毀損	本件モバイル端末が毀損すること(当社の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従って使用したことにより本件モバイル端末が故障した場合及び修理不能の場合を含む)
蓄積データ等	本件モバイル端末に保存、蓄積又は登録された電話帳情報及びメッセージデータ、有償アプリケーション、画像データ等の情報及びデータ(電子マネー等 FeliCa 内のデータを含む)並びにID及びパスワード
FeliCa	ソニー株式会社が開発した非接触ICカードの技術方式又は当該技術を用いた電子マネー等のサービス なお、FeliCaはソニー株式会社の登録商標です。
プライバシーポリシー	総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号)」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」 なお、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表しております。

2. レンタルサービス

(1) レンタルサービスの内容及び料金

サービス名称		内容	料金
基本サービス	端末レンタルサービス(基本)	本件モバイル端末を契約者に賃貸するサービス	契約申込書に記載された別途当社が定める金額
	ヘルプデスクサービス(基本) (受付時間 9:00~20:00)	(A) 携帯電話サービス・本件モバイル端末に関する問い合わせ対応サービス (B) 回線停止等を行うサービス	
オプションサービス	レンタル保守パック(y) (オプション)	本件モバイル端末が紛失等若しくは毀損した場合又は電池パックを交換する場合にかかる費用が無償となるサービス(注1)(注2) (A) 故障保守サービス (B) 紛失保守サービス (C) 電池パック保守サービス	【別表1】記載の通り
	デバイスマネジメント (オプション)	電話番号などの本件モバイル端末に関する情報の管理に加え、本件モバイル端末ごとに必要なセキュリティ対策やアカウントの設定、組織内専用のアプリケーションの配布などを管理者が遠隔で一元的に行うことができる、スマートデバイス向けの運用管理サービス(注1)(注3)各プランと、各プランにて提供するサービス内容につきましては、別表1と当社が別途定めるサービス説明書をご確認ください。	【別表1】記載の通り
	付属品オプション (オプション)	本件モバイル端末又は付属端末にてご利用いただける付属品を、24回の分割払いにてご購入いただけるサービス(注1)(注4)(以下、各回の支払金額を「付属品オプション料」という)	【別表1】記載の通り

(注1)本件モバイル端末の機種によっては提供できないサービスとなります。

(注2)サービスの詳細は別紙1をご確認ください。

(注3)サービスの詳細は別紙2をご確認ください。

(注4)サービスの詳細は別紙3を御確認ください。

(2) 携帯電話サービス・本件モバイル端末に関する問い合わせ対応サービスについての注意事項

当社は、当社が別途設置するヘルプデスクに、契約者が当社の定める方法で本件モバイル端末及び携帯電話サービスについての問い合わせを行った場合、当社で対応可能な範囲でその問い合わせに対応します。なお、当社は、当該対応について、最善の努力を行うものとしませんが、問い合わせに完全に回答できること、当該問い合わせ対応により、契約者に発生している全ての問題が解決することを保証するものではありません。

(3) 回線停止等を行うサービスについての注意事項

契約者は、回線停止等を行うサービスを申し入れる場合は、次の事項を予め承諾するものとします。

- (A) 当社に対し回線停止等の実施にかかる申入れを行った者が、当社所定の確認事項に回答できた場合のみ、回線停止等を行うこと
- (B) 回線停止等の申請により、携帯電話サービスの利用ができなくなること、即座に携帯電話サービスが利用中止又は再開とならない場合があることについて、当社は一切責任を負わないこと(回線停止の申請の申入れを行った者が契約者であるか、第三者であるかを問わない)

3. レンタル期間及び解約違約金

- (1) レンタルサービス契約の有効期間(以下「レンタル期間」という)は、引渡日に開始し、引渡日の属する月の翌月1日から起算して24ヶ月満了日に終了する期間(以下「初期レンタル期間」という)とします。但し、初期レンタル期間の期間満了の1ヶ月前までに、当社及び契約者のいずれからも相手方に対しレンタルサービスを更新しない旨の書面による通知がないときは、さらに6ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、初回更新後に延長された6ヶ月のレンタル期間を「再レンタル期間」といい、その後の更新後も同様とします。
- (2) レンタルサービス契約が初期レンタル期間内に解約又は解除により終了した場合(項番16(3)に定める解約の場合を含む)、契約者は、当該終了が当社の責めに帰すべき事由に基づくものでない限り、別表2に定める解約違約金(以下「解約違約金」という)を、当社に一括して当社の定める期日までに支払うものとします。

4. レンタルサービスの料金に関する注意事項

(1) レンタルサービス料金について

- (A) レンタルサービス料金の額は当社が別途定めるものとします。
- (B) レンタルサービス料金は、暦月単位で計算されるものとし、その課金開始日は、引渡日の属する月の翌月1日とします。なお、課金開始日以降は、月の途中でレンタルサービス契約が終了した場合でも1ヶ月分のレンタルサービス料金を支払うものとします。
- (C) 上記にかかわらず、再レンタル期間にかかるレンタルサービス料金は、初期レンタル期間における月額レンタルサービス料金の6分の1とし、6ヶ月分を一括して再レンタル期間の初月のレンタルサービス料金等の支払時に支払うものとします。かかる再レンタル期間についてのレンタルサービス料金については、再レンタル期間中に中途解約があった場合であっても、当社は既に受領済みの料金を返還する義務を負わないものとします。

(2) オプションサービス料金について

- (A) オプションサービス料金の額は、別表1記載のとおりとします。
- (B) オプションサービス料金は、レンタル期間中、暦月単位で計算されるものとし、その課金開始日は、オプションサービスの提供開始日の属する月の翌月1日とします。なお、課

金開始日以降は、月の途中で当該サービスが終了した場合でも1ヶ月分の料金を支払うものとします。

5. 料金支払方法

契約者は、当社からの請求書に定める期日及び方法に従い、レンタルサービス料金等と回線サービス利用料等を合わせて支払うものとします。また、支払いに要する費用は、契約者が負担するものとします。

6. 延滞利息

契約者は、レンタルサービス料金等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、前項に従って当社に対して支払うものとします。

7. 申込み

(1) 契約者は、レンタルサービス契約の申込みをするときは、当社に対し、当社所定の契約申込書を提出するものとします。

(2) 上記(1)の場合において、当社が要求するときは、契約者は、①契約申込書の記載内容を確認するための書類(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)に定める本人確認書類を含む、レンタルサービスの提供を受けるのに当社が必要と判断した書類)及び②財務諸表等与信に必要と当社が判断する書類(以下①及び②を総称して「確認書類等」という)を提出するものとします。

8. 承諾

(1) 当社は、契約者が、次の(A)乃至(F)に定める全ての条件を満たした場合にのみ、契約者の申込みに対する承諾をします。

(A) 日本国内において設立された法人(当社が特に認めた団体を含む)であること

(B) 以下のいずれかの条件を満たすものであること

① レンタルサービス契約の申込みと同時に当社を経由して携帯電話サービス契約を申し込むこと(以下「同時申込み」という)

② レンタルサービス契約の申込みより前に既に携帯電話サービスを利用しており、当該サービスを本件モバイル端末にかかる携帯電話サービスとして引き続き利用するものであること(以下「従前利用」という)

(C) レンタルサービス契約の申込みの際に当社に提出された当社所定の契約申込書及び当社が別途定める提出書類に記載漏れ、誤記、虚偽又は事実と反する記載がないこと

(D) 当社のレンタルサービスの提供にかかる与信基準を満たした契約者からの申込みであること

(E) 契約者がレンタルサービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、本契約又はその他のサービス契約約款の規定に現に違反しておらず、又は違反するおそれがないと当社が判断したこと

(F) 本人確認ができた契約者であること

なお、本人確認とは、当社が別に定める方法により、契約者情報(契約者の名称(商号)及び本店又は主たる事務所の所在地並びに契約者のために携帯電話サービス契約の締結の任に当たっている自然人の氏名、住居、生年月日及び電話番号(当該携帯電話サービスの電話番号以外のもの)又はその他の連絡先等の契約者を特定する情報)の確認を行うことをいいます。

(2) レンタルサービス契約の申込みを承諾するために必要な機器の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合は、当該申込みを承諾しないことがあります。

(3) 当社は、上記(1)に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明し又は事後に条件に満たさなくなった申込みに基づき締結されたレンタルサービス契約につき、レンタルサービス提供の義務を免れ、かつレンタルサービス契約を解除することができるものとします。但し、この場合、当社は、契約者から受領済みのレンタルサービス料金等の返還義務を一切負わないものとします。

(4) レンタルサービス契約は、当社所定の申込みに対し当社が承諾したときに成立するものとします。

(5) 本件モバイル端末1台ごとに1つのレンタルサービス契約が成立するものとします。

9. レンタル登録事務手数料

(A) 契約者は、次の(A)、(B)、(C)いずれかに該当する場合を除き、レンタルサービス契約が成立したときは、別表3に定めるレンタル登録事務手数料の支払いを要します。なお、契約者が支払ったレンタル登録事務手数料は、理由の如何を問わず、返還されないものとします。同時申込みの場合

(B) 従前利用の場合、かつレンタルサービス契約の申込みの直前に使用していたモバイル端末がレンタルサービスとして提供する端末であった場合

(C) 従前利用の場合、かつレンタルサービス契約の申込みの直前に使用していたモバイル端末がレンタルサービスとして提供する端末でなく、申込み時点において、1年6ヶ月の使用年数を経過している場合(当社の販売履歴に基づくものとする)

10. 引渡し

(1) 当社は、レンタルサービス契約成立後、本件モバイル端末を申込用紙に記載の場所(以下「指定送付先」という)に送付することにより本件モバイル端末の引渡しを行うものとします。

(2) 契約者は、上記(1)の引渡しに支障を来たさないよう指定送付先における本件モバイル端末の受入準備を完了することとします。

(3) 契約者は、上記(1)の引渡しを受けた場合、本件モバイル端末を点検し、何らかの瑕疵を発見した場合は、当該引渡しを受けた日(以下「引渡日」という)に当社に通知するものとします。当該瑕疵により契約者が携帯電話サービスを利用することができないと当社が認めた場合、当社は速やかに当社所定の代替用のモバイル端末(以下「代替機」という)を契約者に送付するものとします。なお、代替機の引渡しについても、本項番10の規定を適用するものとします。

(4) 契約者が引渡日において何らの通知もしなかった場合、本件モバイル端末は引渡日において何らの瑕疵なく完全な状態で引き渡されたものとします。

11. 本件モバイル端末及び蓄積データ等の使用及び管理

- (1) 契約者は、項番 10(1)に定める引渡しを受けた本件モバイル端末を、引渡日からレンタル期間内において、当社の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従い使用するものとします。本件モバイル端末の使用に必要な電源・電力、消耗品代等は、契約者がその負担により提供するものとします。
- (2) 契約者は、善良なる管理者の注意をもって本件モバイル端末を使用管理するものとし、当社の承諾なしに、本件モバイル端末の改造分解、並びに本件モバイル端末に添付されているチップの他の携帯電話等の機器への差替えを行わず、また、本件モバイル端末に予め添付されているチップ以外のチップを本件モバイル端末に差し替えないものとします。
- (3) 契約者は、本件モバイル端末に添付された調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
- (4) 第三者による不正使用等による通信であっても、携帯電話サービスを利用して行われた通信は、全て契約者によって行われたものとみなし、契約者が回線サービス料金等を負担するものとします。

12. 付属品等

- (1) 付属品は、レンタルサービス提供の対象範囲外とします。付属品が必要な場合及び付属品の消耗又は故障等があった場合は、契約者が自ら購入するものとします。
- (2) 当社は、契約者が項番 13(3)及び項番 23 に定める本件モバイル端末の返却にあたり、本件モバイル端末とともに付属品を当社に送付した場合、特段の定めなき限り、契約者は当該付属品の所有権を当社に無償で譲渡したものとみなします。

13. 本件モバイル端末の毀損・紛失等の取扱い及び電池パックの交換

- (1) 契約者は、本件モバイル端末について、理由の如何を問わず紛失等又は毀損が発生した場合、直ちにヘルプデスクに通知するものとします(但し、ヘルプデスク受付時間内の対応)。
- (2) 当社は、下記(3)及び(4)に定める損害金又は修理費を支払うことを条件として、代替機を契約者に貸与するものとします。なお、当該代替機について、紛失等又は毀損した本件モバイル端末と同機種・同色とは限らず、また、未使用端末とは限りません。
- (3) 上記(1)の場合、契約者は、当社所定の書面を、代替機を発送した日から 8 週間以内に、自ら運送料を負担することにより(但し、当社指定の着払い伝票の場合は当社負担)当社所定の窓口に送付するものとします。なお、本件モバイル端末を毀損した場合には、契約者は蓄積データ等を消去のうえ、毀損した本件モバイル端末を当該書面と共に送付するものとします。当社は、本件モバイル端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害(FeliCa を用いたサービスやシステムが利用できなくなる場合を含む)につき一切の責任を負わないものとします。
- (4) 契約者は、次に掲げる場合、次の(A)乃至(C)に定める損害金又は修理費を当社に支払うものとします。なお、当該損害金又は修理費の支払いは項番 15 に定める損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - (A) 本件モバイル端末の紛失等が発生した場合：別表 4 に定める紛失等の場合における紛失時損害金(以下「紛失時損害金」という)(但し、再レンタル期間中に発生した紛失等の場合であって、紛失等の申告日の属する月の翌末日までに新たなレンタルサービス契約を申し込み且つレンタルサービスの利用を開始し、当該申込みと同時に紛失時損害金の免除を申し出た場合を除く)
 - (B) 本件モバイル端末を毀損した場合：別表 4 に定める毀損の場合における損害金(上限額)を上限とする修理費(但し、初期レンタル期間中における本件モバイル端末の毀損であって、当該毀損が生じたことについて契約者に過失がなく、機器自体に起因する毀損であると、当該本件モバイル端末に係るメーカーまたは当社指定のメーカーに準ずる会社により判断された場合は、無償)
 - (C) 本件モバイル端末を毀損した場合で、上記(3)に定める期間内に当社所定の書面の送付及び本件モバイル端末の返却がなされない場合：別表 4 に定める未返却の場合における損害金。なお、毀損の申告後に本件モバイル端末の紛失等が発生した旨を当社に申告した場合であっても、紛失等の扱いとはなりません。
- (5) 契約者による上記(4)の損害金の支払い後は、紛失等が発生した本件モバイル端末を契約者が発見した場合であっても、契約者は、本件モバイル端末の紛失等の通知の取消し及び損害金の返還を請求することはできないものとします。
- (6) 上記(2)乃至(5)の規定にかかわらず、契約者が電池パックの交換を希望する場合は、次のとおりとします。但し、本件モバイル端末に係るメーカーまたは当社指定のメーカーに準ずる会社が定める基準により、電池パックの交換を行うことができない場合があります。

電池パックの交換にかかる契約者の費用負担は下表の通りとなります。交換対象の電池パックは、当社が新たに契約者に貸与する電池パックを発送した日から 2 週間以内に、自ら運送料を負担することにより、当社所定の窓口に送付するものとします。但し、本件モバイル端末の電池が内蔵型の場合、電池のみの交換ではなく本件モバイル端末自体をお預かりしての対応となります。なお、契約者の費用負担は下表の通りとなります。過失、液体の浸入、分解、非正規修理、不正改造などによって損傷が生じた場合や、特定のコンポーネントの故障が原因で本件モバイル端末が正常に動作していない場合は上記(4)(B)の扱いとなります。契約者の過失による電池パックの紛失の場合には、下表にかかわらず、実費を請求するものとします。

期間	初期レンタル期間		再レンタル期間
	【期間A】 引渡日を含む月及びその翌月から 12ヶ月間	【期間B】 期間Aの翌月から 12ヶ月間	
費用負担	実費	無償	実費

- (7) 本項番 13 に定める場合において、携帯電話サービスを利用できなくなったとき又はレンタルサービスを利用できなくなったときでも、契約者は、その利用できない期間にかかるレンタルサービス料金等の支払いを要するものとします。
- (8) 上記(2)、(4)及び(7)の規定にかかわらず、レンタル保守パック(y)に加入している場合は、紛失等若しくは毀損又は電池パックの交換にかかる費用は無償となります(但し、別紙 1 に規定する条件を満たした場合に限る)。

14. 蓄積データ等の管理

- (1) 契約者は、本件モバイル端末及び蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、契約者自身の責任において厳格に管理するものとします。
- (2) 当社は、原因の如何を問わず(本件モバイル端末の紛失等若しくは毀損による場合、ならびに契約者の管理義務違反による場合を含む)、蓄積データ等の漏洩及び不正利用について、一切の責任を負わないものとします。

15. 損害賠償及び免責

- (1) 当社又は契約者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、直接かつ現実に発生した損害に限り、賠償する責任を負うものとします。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、契約者による本件モバイル端末の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者が自らの責任と費用負担でこれを処理、解決するものとします。
- (3) 当社は、本件モバイル端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業に伴い契約者に費用が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、本件モバイル端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施したこと又は実施しなかったことに起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (5) 当社は、契約者が本条項のいずれか一に違反した場合においては、本条項に従った通常のレンタルサービスの利用を保証しないものとします。
- (6) 当社は、レンタルサービスの完全な運用に努めますが、レンタルサービスの中断、運用停止、廃止などによって契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

16. レンタルサービス契約内容の変更

- (1) 契約者は、契約申込書の記載内容(住所等)に変更があるときは、事前に当社所定の用紙により当社あてに直接通知するものとします。
- (2) 契約者は、オプションサービスの変更(追加、適用解除)を希望する場合、当社所定の用紙により申し出を行うものとします。
- (3) 契約者は、レンタルサービスにより提供を受けている本件モバイル端末の変更(機種変更に限らず、色等本件モバイル端末自体の取替えを含む)を希望する場合、次の(A)乃至(C)に定める全ての条件を満たした場合にのみ行うことができるものとします。毀損した本件モバイル端末の交換を希望する場合は、項番 13 の定めにもとづくものとします。
 - (A) 変更前の本件モバイル端末にかかるレンタルサービス契約を解約し、同時に新たなレンタルサービス契約の申込みを行うこと
 - (B) 上記(A)に定める変更前の本件モバイル端末にかかるレンタルサービス契約の解約が初期レンタル期間内の解約となる場合は、当社の請求に基づき、遅滞なく項番 3 に定める解約違約金を支払うこと

17. レンタルサービス契約の解約

- (1) 契約者がレンタルサービス契約を解約する場合は、当社所定の方法に従い、当社に書面にて通知するものとします。
- (2) 上記(1)の通知があった場合、レンタルサービス契約は、当社が当該通知を受理した日の属する月の末日をもって終了するものとします。
- (3) レンタルサービス契約の終了時点で存在する一切の債務については、レンタルサービス契約終了時においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

18. レンタルサービス契約の解除

- (1) 契約者が次の(A)乃至(F)の一に該当した場合、当社は、何ら催告することなしに、レンタルサービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (A) 契約者の財産につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (B) 支払不能若しくは支払停止に陥り、又は破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立てがあったとき
 - (C) 営業の廃止若しくは変更、又は合併によらない解散の決議をしたとき
 - (D) 振出し又は裏書した手形、又は小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
 - (E) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
 - (F) 契約者が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、又は契約者の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
- (2) 契約者が本条項の規定に違反した場合、当社は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該期間経過後、なおも契約者が違反事由を解消しなかったとき、当社はレンタルサービス契約を解除することができるものとします。
- (3) 上記(1)及び(2)によりレンタルサービス契約が解除された場合、契約者は、直ちに当社に対する債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに全ての債務を弁済するものとします。
- (4) 上記(1)乃至(3)の規定は、当社から契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

19. レンタルサービスの中止

- (1) 当社は、(A)乃至(D)のいずれかに該当する場合には、レンタルサービスの提供を中止することができるものとします。
 - (A) レンタルサービス用設備の故障によるとき
 - (B) レンタルサービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (C) 項番 20 所定の規定によるとき
 - (D) 当社の都合により、レンタルサービスの提供を行うことが困難になったとき
- (2) 当社は、上記(1)の規定によりレンタルサービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (3) 当社は、理由の如何を問わずレンタルサービス契約が終了した場合は、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなくレンタルサービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- (4) 当社は、上記(1)乃至(3)に定める事由のいずれかによりレンタルサービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

20. 利用の制限

- (1) 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、レンタルサービス用設備の需要が著しく増加し、レンタルサービスの提供が困難となった場合には、公共の利益のために緊急

を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、レンタルサービスの提供を制限又は中止する措置を取ることがあります。

- (2) 当社は、レンタルサービス用設備に過大な負荷が発生し、その利用又は運営に支障を与える又は支障を与えるおそれのある場合で必要と認めるときは、別に定める方法により、当該負荷に係る通信を制限することがあります。
- (3) レンタルサービスをご利用の契約者が、当社の設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、利用の制限をさせていただくことがあります。

21. レンタルサービスの廃止

- (1) 当社は、レンタルサービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、予め廃止しようとするレンタルサービスを利用している契約者に通知します。この場合において、当社が定める廃止日(以下「廃止日」という)をもってレンタルサービス契約は終了するものとします。
- (2) 再レンタル期間中に上記(1)の定めに基づきレンタルサービス契約が終了した場合は、当社は、項番 4(1)(C)の定めにかかわらず、廃止日から再レンタル期間の期間満了日までの期間に対応するレンタルサービス料金等相当額を、返還するものとします。

22. レンタルサービス契約の終了と携帯電話サービス契約の終了

- (1) 理由の如何を問わず、本件モバイル端末に係る携帯電話サービス契約が終了した場合、当該本件モバイル端末に係るレンタルサービス契約は、当該携帯電話サービス契約の終了日をもって終了するものとします。
- (2) 契約者は、レンタルサービス契約が終了した場合、当該レンタルサービス契約に係る携帯電話サービス契約の解除手続きを行うものとします。但し、次の(A)乃至(D)に定める場合は、携帯電話サービス契約の解除を要しないものとします。
 - (A) 契約者が、項番 16(3)に基づき、本件モバイル端末の変更を行う場合
 - (B) 契約期間満了によりレンタルサービス契約が終了する場合
 - (C) 項番 21 の定めによりレンタルサービス契約が終了した場合
 - (D) 項番 13(4)(A)の定めに基づきレンタルサービス契約の申込みを行った場合

23. 本件モバイル端末の返却

- (1) 契約者は、次の(A)、(B)のいずれかに該当する場合、本件モバイル端末にかかる蓄積データ等の一切を消去し、かつ、本件モバイル端末のロックを解除し、工場出荷時状態に戻した上で、当社が別途定めるその他の返却条件にしたがって、本件モバイル端末を下記の該当する期限までに当社所定の窓口に返却するものとします。なお、送料は、項番 13(3)に定める場合を除き、契約者の負担とします。
 - (A) 理由の如何を問わず、レンタルサービス契約が終了したとき： 解約日から8週間以内
 - (B) 代替機が発送されたとき(紛失等により本件モバイル端末が契約者の管理下にない場合を除く)： 当社が代替機を発送した日から8週間以内
- (2) 契約者が上記(1)に定める手続きにより本件モバイル端末の返却を行わない場合、契約者は別表 4 に定める未返却の場合における損害金を、当社に支払うものとします。解約後に本件モバイル端末の紛失等が発覚した場合も紛失等の扱いとはなりません。
- (3) 当社は、上記(1)の本件モバイル端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害(FeliCa を用いたサービスやシステムが利用できなくなる場合を含むが、これらに限られない)につき一切の責任を負わないものとします。

24. 秘密保持

- (1) 契約者及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、レンタルサービス契約に関連して相手方から開示された相手方固有の業務上、営業上、技術上の秘密(以下「秘密情報」という)を、レンタルサービス契約期間中はもとより、レンタルサービス契約終了後も 3 年間は第三者に対して一切開示、漏洩しないものとします。但し、次の(A)乃至(E)のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。
 - (A) 秘密保持義務の対象外とすることについて事前に情報開示者の書面による承諾を得た情報
 - (B) 開示を受けた時に既に公知の情報
 - (C) 開示を受けた後に情報受領者の責めによらず公知となった情報
 - (D) 開示を受けた時に既に情報受領者が適法に保持していた情報
 - (E) 情報開示者が第三者に対し何ら秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、法令により開示することが義務付けられている情報については、その限度で、開示することができるものとします。
- (3) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約者の顧客情報の取扱いについては、項番 25 の定めが適用されるものとします。

25. 契約者に係る情報の利用

- (1) 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報(申込み時又はレンタルサービス契約成立後に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報という)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。
 - (A) 契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等の契約者に対する取扱い業務
 - (B) 課金計算に係る業務
 - (C) 料金請求に係る業務
 - (D) 市場調査及びその分析
 - (E) 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
 - (F) 電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対し契約者に係る個人情報を提供すること
 - (G) 情報通信業界の発展及び契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知

(H) 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務

- (2) 上記(1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用を行う場合においては、契約者に係る情報を、上記(1)(A)から(E)まで及び(G)(但し、上記(1)(A)については、当社を共同利用者と読み替えて適用するものとする)に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
 - (3) 上記(2)の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該契約者の情報について、責任を有するものとします。
 - (4) 契約者は、上記(1)乃至(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意するものとします。
- ※当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

26. 譲渡等の禁止

- (1) 契約者は、本件モバイル端末を第三者に対して譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
- (2) 契約者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、レンタルサービス契約における契約上の地位の譲渡及び本件モバイル端末の転貸を行うことはできないものとします。
- (3) 上記(2)の規定により当社の事前承諾を得て契約上の地位の譲渡の承諾を受けようとする者は、当社所定の書面(事実確認のために当社が指定する書類を含む)を提出するものとします。
- (4) レンタルサービス契約上の地位譲渡があったときは、譲受人は、レンタルサービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。但し、譲渡日を含む月のレンタルサービス料金等については、当社所定の支払方法によるものとします。
- (5) レンタルサービス契約の契約上の地位の譲渡前の譲渡人によるレンタルサービスの利用において、レンタルサービス契約に違反したことが判明したときは、当社は、このレンタルサービス契約の規定によりレンタルサービス契約の解除等必要な措置を執ることがあります。
- (6) 仮処分、差押え、仮差押え、公租公課の滞納処分その他第三者が本件モバイル端末の所有権を侵害し、又は侵害するおそれのある事由が生じた場合、契約者は、当社に対し直ちに通知するものとします。この場合において、契約者は、当該第三者に対し、本件モバイル端末が契約者以外の者の所有にかかる物件であって自己の所有物でないことを主張立証するものとします。

27. 契約者の地位の承継

法人の合併若しくは会社分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、契約者回線及び本件モバイル端末等当社所定の事項につき、当社所定の書面(事実確認のために当社が指定する書類を含む)を当社に提出するものとします。

28. 反社会的勢力の排除

- (1) 契約者は、当社に対し、レンタルサービス契約の申込み時において、契約者(契約者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)又はレンタルサービス契約を代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 契約者は、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
- (3) 当社は、契約者又はレンタルサービス契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、レンタルサービス契約を解除することができるものとします。
- (4) 契約者がレンタルサービス契約に関連する契約(以下「関連契約」という)を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、当社は契約者に対して関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、契約者が速やかにこれに応じなかった場合は、当社は直ちにレンタルサービス契約を解除することができるものとします。
- (5) 当社が、上記(3)又は(4)の規定により、本契約を解除した場合には、当社はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わないものとします。

29. 本条項の変更

当社は、本条項を変更することがあります。この場合には、レンタルサービス契約の提供条件は、変更後の本条項の定めによります。

30. 裁判管轄権

レンタルサービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

31. 協議事項

本条項に定めのない事項又は本条項の履行に疑義が生じた場合は、契約者と当社の双方で誠意を持って協議の上、解決を図るよう努めるものとします。なお、本条項のいずれかの部分が無効である場合でも、本条項全体の有効性には影響がないものとします。

以上

別表1 オプションサービス料金表

番号	サービス種別	単位	種別	料金(税抜)
1	レンタル保守パック(y)	本件モバイル端末1台毎	月額	475円
2	デバイスマネジメント 基本	本件モバイル端末1台毎	月額	300円
3	デバイスマネジメント Aプラン	本件モバイル端末1台毎	月額	500円
4	デバイスマネジメント Bプラン	本件モバイル端末1台毎	月額	700円
5	デバイスマネジメント Cプラン	本件モバイル端末1台毎	月額	600円
6	付属品オプション単品プラン	本件モバイル端末1台毎	月額	別紙31に記載された別途当社が定める金額

※本件モバイル端末の機種により提供できないサービスを含む場合であっても所定の料金となります。

別表2 解約違約金

項目	金額	備考
解約違約金(1契約あたり)	1万円+残余の期間に対応するレンタルサービス料金相当額	不課税

別表3 レンタル登録事務手数料

レンタル登録事務手数料(1契約あたり)	15,000円(税抜)
---------------------	-------------

別表4 紛失等、毀損の損害金

項目	金額(本件モバイル端末1台あたり)						
紛失時損害金	<p>1. 紛失時損害金の額は、紛失等をした本件モバイル端末自体の利用期間に応じ下表を適用します。 ※契約期間ではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用期間</th> <th>金額(不課税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 当該利用期間の起算日は、以下の通りです。 (1) レンタルサービス開始時における本件モバイル端末の引渡日の翌月1日 (2) 本件モバイル端末の紛失等が発生し、項番13(2)により代替機の貸与を受けた場合には、当該代替機を当社が発送した日(複数回紛失などした場合には、直近の紛失等に基づく代替機の発送日)の翌月1日</p>	利用期間	金額(不課税)	2年未満	50,000円	2年以上	3,000円
利用期間	金額(不課税)						
2年未満	50,000円						
2年以上	3,000円						
毀損の場合における損害金(上限額)	47,619円(税抜)						
未返却の場合における損害金	50,000円(不課税)						

別紙1 レンタル保守パック(y)について

別紙1（以下「本別紙」という）は、レンタルサービスのオプションサービスである「レンタル保守パック (y)」（本別紙において、以下「本サービス」という）について定めたものです。申込みの際には、以下の条件等を十分理解し、同意いただいた上で、お申し込み下さい。なお、本別紙に規定のない事項については、「モバイル端末（ワイモバイル）レンタルサービス条項」の定めに従うものとします。

1. 適用条件

- (1) 本サービスは、レンタルサービス契約の申込みを行うとき又は項番 16(3)に定める本件モバイル端末の変更を行うときのみ申し込むことができるサービスです。
- (2) 本サービスは、本サービスの申込みを当社が承諾した日から利用できるものとします。
- (3) 本サービスに加入した場合は、項番 13 の定めにかかわらず、本件モバイル端末を紛失等若しくは毀損した場合又は電池パックを交換する場合にかかる費用が無償となります。但し、以下の条件を満たす場合に限り、本サービスの適用を受けることができるものとします。
 - (A) 本件モバイル端末を毀損した場合
時期にかかわらず、別表 4 に定める毀損の場合における損害金(上限額)が無償となります。
 - (B) 本件モバイル端末を紛失等した場合
前回(本サービス加入前は含まれない)、本サービスを利用して紛失時損害金を無償とした日が属する月の翌月 1 日から起算して 6 ヶ月を経過していること
 - (C) 電池パックを交換する場合
前回(本サービス加入前は含まれない)、本サービスを利用して電池パックの交換にかかる費用を無償とした日が属する月(以下「電池パック保守サービス起算月」という)の翌月 1 日から起算して 12 ヶ月を経過していること
但し、項番 13(6)の【期間 B】に定める期間中に電池パックの交換を申請する場合はこの限りではなく、いつ申請した場合であっても無償となります。この場合、【期間 B】で電池パックの交換にかかる費用を無償とした最終月が電池パック保守サービス起算月となります。
- (4) 本サービスの料金の初回請求月(課金開始日の翌月)までに本サービスを解約した場合は、本サービスの申込みは申込日に遡って無効となります。解約前に本サービスの利用申請をしていた場合は、項番 13 に定める費用の支払いを要するものとします。

2. 本サービスの提供義務の免責

当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。

- (1) 本サービス契約者の故意または重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水漏れ、全損等(以下総称して「故障等」という)の場合
- (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) その原因等について虚偽の事実を申告または、当社が合理的根拠に基づき虚偽と判断した場合
- (7) 本サービス契約者が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合

3. 本サービスに関する注意事項

- (1) 本サービスを解約する場合は、当社所定の方法に従い、当社に通知するものとします。本サービスは、当社が当該通知を受領した日の属する月の末日をもって終了するものとします。

別紙2 デバイスマネジメントについて

別紙2（以下「本別紙」という）は、レンタルサービスのオプションサービスである「デバイスマネジメント」（本別紙において、以下「本サービス」という）について定めたものです。申込みの際には、以下の条件等を十分理解し、同意いただける上で、お申し込み下さい。なお、本別紙に規定のない事項については、「モバイル端末（ワイモバイル）レンタルサービス条項」の定めに従うものとします。本サービスの内容及び提供条件については、当社が別途定める「ビジネス・コンシェル デバイスマネジメント サービス説明書」（以下、「本サービス説明書」という）に記載のとおりとします。

1. 用語の定義

本別紙で使用する次の用語の意味は以下の通りです。

用語	意味
従業員	当社及び契約者から本サービスの利用について正当な権限を与えられた、契約者の業務従事者 (契約者の業務委託先の業務従事者を含み、契約者が教育機関である場合にはその教員、職員および児童・生徒・学生等を含みます。)
管理対象端末	本サービスにおいて管理される対象となる本件モバイル端末
制御要求	本サービスにおいて契約者が従業員の保持している管理対象端末に対して行う、管理対象端末内データの収集、設定の適用と解除、データ消去を行うための要求

2. 本サービスの利用契約の申込み・成立

- 契約者は、本サービスにて管理対象端末内及び契約回線上の従業員のデータを共有すること及び遠隔操作による管理対象端末のデータ消去を行うことについて、従業員から事前に承諾を得たうえで本サービスの申込みを行うものとします。
- 本サービスでは、本サービスの位置情報取得機能に対応する本件モバイル端末について、契約者が本件モバイル端末の位置情報を取得する機能を提供します。本機能の利用にあたり契約者は位置提供者である従業員に対して、次の事項を明示して十分に認識させた上で、予め従業員から位置情報を取得すること及び位置情報の利用に関する同意を得た場合に限り、位置情報取得機能を利用できるものとします。なお、かかる同意は理由の如何に関わらず、いつでも従業員から撤回できるものとします。また、位置情報取得機能を利用することにより、契約者と位置情報を取得された者との間に紛争が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
 - 本件モバイル端末の位置情報が契約者に対して提供されること
 - 位置情報が、従業員に対する都度の通知なしに契約者に提供される場合があること
 - 位置情報の利用目的
 - 従業員は、位置情報の提供を拒否する場合、本件モバイル端末の電源を切る若しくは位置情報送信機能を停止することにより、本件モバイル端末の位置情報が送出されることを防止できること
- 当社が本サービスの利用契約の申込みを承諾する場合は、当社から申込者に対して、レンタルサービス用設備にアクセスできる情報を通知します。当該通知がなされたときから本サービスを利用できるものとします。

3. ご利用上の制約について

- 本サービスのご利用にあたり、管理対象端末がレンタルサービス用設備にアクセス（接続）する際にかかる通信費（管理対象端末が本邦内にある場合を含みます）は契約者の負担となります。
- 本サービスを利用するために当社から提供された符号および情報等（以下、「アクセス用情報」という）について、第三者に知られることのないように自らの責任で管理するものとします。
- アクセス用情報が当社から契約者に提供された後、アクセス用情報の紛失、盗取、誤用等により契約者に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。契約者が、第三者に本サービスを管理する業務または契約者システムを開発する業務を委託する場合であっても、同様とします。
- レンタルサービス用設備にアクセスできる情報を用いて行われた行為（本サービスを利用したデバイス情報収集、デバイス制御、データ消去等の行為を含みます）は、契約者若しくは契約者の許諾を受けた第三者によるものとみなし、当社は当該行為及びその結果に対して一切の責任を免責されるものとします。
- レンタルサービス用設備に要求されているデータの配信要求の総量等が、レンタルサービス用設備許容量を一時的に超過した場合、リクエスト配信要求を受け付けることができない、若しくはリクエスト配信が遅延する場合がありますことに契約者は同意するものとします。
- 管理対象端末本体がご利用圏外又は電波の弱い場所にある場合又は管理対象端末本体の電源が入っていない場合、本サービスの動作を当社は保証しません。
- 管理対象端末の回線サービス停止中は、契約者は管理対象端末の制御を実行できません。
- 海外ローミング中の管理対象端末へのデータ消去等の制御動作は当社では保証しません。
- 当社は、契約者の申告に基づき当社が実施した以下の事由により契約者に生じた損害（消去されたデータの逸失を含みます）について、一切の責任を負わないものとします。
 - データの消去
 - 遠隔消去が不可能であった場合にデータ消去が実施されなかったこと
 - 回線の停止
 - 本サービスの仕様上通常要する時間、回線停止が遅れたこと
 - その他、上記(A)乃至(D)に準ずる事由
- 上記(1)乃至(9)のほか、本サービスの仕様及び注意事項については、本サービス説明書及びマニュアルに記載するものとします。

4. 最低利用期間

本サービスの最低利用期間は本サービスの課金開始日から1ヶ月間とします。最低利用期間の満了前の解約については、残存期間分の本サービスの利用料金をお支払いいただきます。

5. 管理対象端末数

- (1) 本サービスの一つの利用契約における可能な管理対象端末の数は、契約者が当社所定の申込書により申込み、当社が承諾した数を上限とします。
- (2) 契約者が管理対象端末の数の変更を希望する場合、当社所定の契約申込書により、変更を申込みものとします。

6. 申込内容の変更の請求

- (1) 契約者は当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名捺印の上これを当社に提出することにより、本サービスの申込内容の変更を請求することができます。
- (2) 本サービスの変更請求の内容によっては、当社の判断によりこれを承諾しない場合があります。また、変更の請求を承諾するにあたって、料金変更などの前提条件が付く場合には、その条件を契約者に通知します。
- (3) 本サービスの変更日は、契約者が変更の申込書にて指定した変更希望日と当社が変更作業に必要な準備期間を考慮し、別途、当社が決定し契約者に通知します。
- (4) 本サービスの変更を行ったことにより料金に変更がある場合、上記(3)に定める変更日が属する月の翌日より、変更後の料金が適用されます。

7. 本サービスの利用料金

本サービスの利用料金は、別表IIに規定される料金に申込書に記載された管理対象端末数を乗じて計算します。

8. 契約者が行う本サービスの利用契約の解約

契約者は、解約希望日の5営業日前までに当社所定の解約申込書を当社に提出することにより利用する本サービスを解約することができます。

9. 本サービスの利用契約終了後の措置

- (1) 契約者は、本サービスの利用契約が終了した場合には、本別紙項番2(3)に基づき通知した情報等を破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
- (2) 当社は、本サービスの利用契約の終了後は、契約者に対し当該利用契約にかかる本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

10. 提供の停止

- (1) 当社は、契約者が次(A)乃至(C)のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (A) 本サービスの利用において、以下のいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき
 - ① 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - ② 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - ③ 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
 - ④ 本別紙に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - ⑤ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ⑥ 法令に違反する若しくは違反のおそれのある行為、公序良俗に違反し若しくは違反のおそれのある行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - ⑦ 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為
 - ⑧ 本サービスの利用を第三者に再許諾する行為
 - ⑨ 本サービスに関連して使用される当社又は第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - ⑩ 本サービスに使用されるソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル若しくは逆アセンブル等の解析行為を行い又はその内容を変更し若しくは二次的著作物を作成する行為
 - ⑪ 本サービス又は接続しているサーバ若しくはネットワークを妨害したり混乱させたりする行為
 - ⑫ 管理対象端末を不正に使用又は使用させる行為
 - ⑬ 管理対象端末を、主に以下の用途のために使用する行為
 - ア 武器又はその他の軍事・国防設備にかかる業務
 - イ 原子力施設を制御等する機器の動作にかかる業務
 - ウ 人体に装着する機器等の動作又はその他人体に対する直接の医療行為を前提とした業務
 - エ その他上記に類する業務
 - ⑭ 本別紙に違反する行為
 - ⑮ その他当社が合理的理由に基づいて不適切又は不適当と判断する行為
 - (B) 前号に掲げる事項のほか、本別紙の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - (C) 本サービスを提供するにあたり、本サービス用設備に対して過度に負荷をかける行為があったとき
- (2) 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

11. 本サービスの廃止

当社は、次の(A)乃至(C)のいずれかに該当する場合、本サービスの一部又は全部を廃止することができるものとし、廃止日をもって利用契約の一部又は全部を解約することができます。

- (A) 廃止日の原則1ヶ月前までに契約者に通知をした場合（但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません）

- (B) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供することができない場合
- (C) その他合理的な理由がある場合

12. 保証・責任の制限

- (1) 契約者は、本サービスを本別紙に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。
- (2) 当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、本サービスにより管理される管理対象端末情報及び契約者情報その他契約者に関するデータが消失、紛失、遅延等した場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとします。
- (3) 契約者が、本別紙項番10(1)に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

13. 免責

当社は、契約者が本サービスによって得られる情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、本サービスの使用により契約者に発生した如何なる損害についても、当社は責任を負いません。

14. 本サービスの変更等

- (1) 当社は、自らの判断により契約者に予め通知することなく、本サービスの一部又は全部の変更又は追加ができるものとします。
- (2) 当社による本サービスの一部又は全部の変更に伴い、契約者の端末、設備に設定変更等を要することとなる場合であっても、当社はその設定変更等に要する費用については負担いたしません。

15. 権利の帰属

本サービス及び本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権及びその他一切の権利は、当社又は原権利者に帰属します。

別紙3 付属品オプション単品プランについて

別紙3（以下「本別紙」という。）は、レンタルサービスのオプションサービスである「付属品オプション単品プラン」（本別紙において、以下「本サービス」という。）について定めたものです。申込みの際には、以下の条件等を十分理解し、同意いただいた上で、お申し込み下さい。なお、本別紙に規定のない事項については、「モバイル端末（ワイモバイル）レンタルサービス条項」の定めに従うものとします。

1. 適用条件

- (1) 本サービスは、レンタルサービス契約の申込みを行うとき、項番 16(3)に定める本件モバイル端末の変更を行うとき又はレンタルサービス契約の契約中であって当社が指定する期間内であるときに申し込むことができるサービスです
- (2) 本サービスは、1つのレンタルサービス契約に対して、複数のサービス種別にお申込みいただけますが、同一サービス種別を複数お申込みいただくことはできません。
- (3) 本サービスの利用契約は、本サービスの利用契約の申込みを当社が承諾した日に成立するものとします。

2. 引渡し

- (1) 当社は、本サービスの利用契約成立後、本サービスで提供される付属品を申込用紙に記載の場所（以下「指定送付先」という）に送付することにより、引き渡しを行うものとします。
- (2) 契約者は、上記(1)の引渡しに支障を来さないよう指定送付先における本サービスで提供される付属品の受入準備を完了することとします。
- (3) 契約者は、上記(1)の引渡しを受けた場合、本サービスで提供される付属品を点検し、何らかの瑕疵を発見した場合は、メーカーの基準に従い、契約者にて対応するものとします。

3. 故障・紛失について

契約者は、本サービスで提供される付属品について紛失等又は故障が発生した場合、理由の如何を問わず、当社は一切の責任を負いません。メーカーの基準に従い、契約者にて対応するものとします。

4. 本サービスに関する注意事項

- (1) 本サービスは、指定機種のみお申し込みいただけるプランとなります。
- (2) 本サービスのうち、複数のサービス種別にお申し込みいただけますが、在庫状況によってはお申し込みいただけないものもあります。
- (3) 本サービスの利用料金については、別表1に定める付属品オプション料（本別紙の5に記載された別途当社が定める金額）を毎月の通話・通信料に合算して24回お支払いいただきます。
- (4) 本サービスの利用契約を解約する場合は、当社所定の方法に従い、当社に通知するものとします。本サービスの利用契約は、当社が当該通知を受領した日の属する月の末日をもって終了するものとし、サービス終了月において付属品オプション料の支払いが24回に満たない場合は、その残月数に付属品オプション料（月額）を乗じた額に消費税相当額を加算した額を一括でお支払いいただきます。
- (5) 本件モバイル端末または付属端末の返却にあたり、本件モバイル端末または付属端末とともに本サービスでご購入された付属品を当社に送付された場合、特段の定めなき限り、契約者は当該付属品の所有権を当社に無償で譲渡したものとみなします。この場合、当社は当該付属品について一切の責任を負いません。

5. 本サービスの利用料金（付属品オプション料）について

本サービスの月額の利用料金を以下のとおり定めます。

(1) 付属品オプション単品プラン一覧

番号	商品区分	プラン名称	料金(税抜)
1	ケース	【SB-IA14-HCPN/CL】ファインベシックケース for iPhone SE / クリア	70円
2	ケース	【SB-IA14-SCSP/CL】ジュエルカラーケース for iPhone SE / クリア	70円
3	ケース	【SB-IA10-HCPN/CL】ファインベシックケース for iPhone 6 / クリア	70円
4	ケース	【SB-IA10-HCPN/BK】ファインベシックケース for iPhone 6 / クリアブラック	70円
5	ケース	【SB-IA10-HCPN/GD】ファインベシックケース for iPhone 6 / クリアゴールド	70円
6	ケース	【SB-IA10-HCRB/BK】ラバーケース for iPhone 6 / ブラック	70円
7	ケース	【SB-IA10-HCRB/SV】ラバーケース for iPhone 6 / シルバー	70円
8	ケース	【SB-IA10-HCRB/GD】ラバーケース for iPhone 6 / ゴールド	70円
9	ケース	【SB-IA10-SCTP/CL】ジュエルカラーケース for iPhone 6 / クリア	70円
10	ケース	【SB-IA10-SCTP/CB】ジュエルカラーケース for iPhone 6 / クリアブラック	70円
11	ケース	【SB-IA10-SCTP/CU】ジュエルカラーケース for iPhone 6 / クリアブルー	70円
12	ケース	【SB-IA10-SCTP/GD】ジュエルカラーケース for iPhone 6 / クリアゴールド	70円
13	ケース	【SB-IA11-HCPN/CL】ファインベシックケース for iPhone 6 Plus / クリア	80円
14	ケース	【SB-IA11-HCPN/BK】ファインベシックケース for iPhone 6 Plus / クリアブラック	80円

15	ケース	【SB-IA11-HCPN/GD】ファインベージュケース for iPhone 6 Plus / クリアゴールド	80 円
16	ケース	【SB-IA11-HCRB/SV】ラバーケース for iPhone 6 Plus / シルバー	80 円
17	ケース	【SB-IA11-HCRB/GD】ラバーケース for iPhone 6 Plus / ゴールド	80 円
18	ケース	【SB-IA11-SCTP/CL】ジュエルカラーケース for iPhone 6 Plus / クリア	70 円
19	ケース	【SB-IA11-SCTP/CB】ジュエルカラーケース for iPhone 6 Plus / クリアブラック	70 円
20	ケース	【SB-IA11-SCTP/GD】ジュエルカラーケース for iPhone 6 Plus / クリアゴールド	70 円
21	ケース	【SB-IA06-HCPN/CL】ファインベージュケース for iPhone 5s/5 クリア	60 円
22	ケース	【SB-IA06-HCPN/BK】ファインベージュケース for iPhone 5s/5 ブラック	60 円
23	ケース	【SB-IA06-HCPN/CB】ファインベージュケース for iPhone 5s/5 クリアブラック	60 円
24	ケース	【SB-IA06-HCPN/GL】ファインベージュケース for iPhone 5s/5 シャンパンゴールド	60 円
25	ケース	【SB-IA06-SCSP/CL】ジュエルカラーケース for iPhone 5s/5 クリア	50 円
26	ケース	【SB-IA08-SCTP/CL】ジュエルカラー ケース for iPhone 5c クリア	50 円
27	ケース	【SB-IA08-SCTP/BK】ジュエルカラー ケース for iPhone 5c ブラック	50 円
28	ケース	【SB-SA52-SDFB/BK】スタンドフリップケース for DIGNO F / ブラック	110 円
29	ケース	【RT-NX5C1/B】Nexus 5 用シルキータッチ・シリコンジャケット / ブラック	50 円
30	ケース	【SB-ID10-NSFB/BK】スタンドフリップケース for 9.7 インチ iPad Pro / ブラック	220 円
31	ケース	【SB-ID10-NSFB/WH】スタンドフリップケース for 9.7 インチ iPad Pro / ホワイト	220 円
32	ケース	【SB-ID08-LCTC/BK】ホルダーケース for iPad mini 4 / ブラック	150 円
33	ケース	【TB-A15SWVSMBK】iPad mini 4 用フラップカバー(360)	190 円
34	ケース	【TB-A14WVMBK】iPad Air 2/フラップレザ-2 段階調節/スリープ対応/ブラック	150 円
35	ケース	【SB-ID07-LCDI/BK】ブックススタイルケースレザータッチ for iPad Air 2 ブラック	140 円
36	ケース	【IPAD6BOOKSBLK】BOOKLET SLIM CASE for iPad Air 2 w/ Magnet & Stand BLACK	220 円
37	ケース	【IPAD6BOOKSGOLD】BOOKLET SLIM CASE for iPad Air 2 w/ Magnet & Stand GOLD	220 円
38	ケース	【IPAD6BOOKSSIL】BOOKLET SLIM CASE for iPad Air 2 w/ Magnet & Stand SILVER	220 円
39	ケース	【IPAD6BOOKSWHI】BOOKLET SLIM CASE for iPad Air 2 w/ Magnet & Stand WHITE	220 円
40	ケース	【71372】iPad Air 2 MALMO TABLETCASE BLACK	180 円
41	ケース	【71373】iPad Air 2 MALMO TABLETCASE WHITE	180 円
42	ケース	【71372-2】iPad Air 2 MALMO TABLETCASE BLACK	180 円
43	ケース	【71373-2】iPad Air 2 MALMO TABLETCASE WHITE	180 円
44	ケース	【6011TRI56】White Diamonds Booklet for iPad mini 2/3 Rosegold	160 円
45	ケース	【SB-ID05-LCTC/BK】ホルダーケース for iPad Air ブラック	140 円
46	ケース	【SB-ID05-LCTC/GL】ホルダーケース for iPad Air グレー	140 円
47	ケース	【SB-ID05-LCTC/RD】ホルダーケース for iPad Air レッド	140 円
48	ケース	【SB-ID05-LCBO/BK】スタイリッシュスリムケース for iPad Air ブラック	140 円
49	ケース	【SB-ID05-LCBO/SV】スタイリッシュスリムケース for iPad Air シルバー	140 円
50	ケース	【SB-ID06-LCTC/BK】ホルダーケース for iPad mini Retina ディスプレイ ブラック	130 円
51	ケース	【SB-ID06-LCDI/BK】ブックススタイルケース レザータッチ / N for iPad mini ブラック	100 円
52	ケース	【TB-NEVTWPLFTBK】VersaPro J VT ソフトレザ-カバー for ThinkPad10	240 円
53	ケース	【4X80E76538】ThinkPad 10 クイックショット・カバー	220 円
54	ケース	【4X40F55005】ThinkPad 10 プロテクター	240 円
55	耐衝撃ケース	【GB35918-2】Survivor iPad mini-BLK	200 円
56	耐衝撃ケース	【GB35918】Survivor iPad mini-BLK	200 円
57	フィルム	【SB-IA14-PFSN】衝撃吸収 反射防止保護フィルム for iPhone SE	80 円
58	フィルム	【SB-IA10-PFNG】反射防止保護フィルム for iPhone 6	60 円
59	フィルム	【SB-IA11-PFSN】反射防止保護フィルム for iPhone 6 Plus	60 円
60	フィルム	【SB-IA06-PFSA】衝撃吸収フィルム for iPhone	70 円
61	フィルム	【SB-ID10-PFSN】衝撃吸収 反射防止保護フィルム for 9.7 インチ iPad Pro	120 円
62	フィルム	【SB-ID10-PFSG】衝撃吸収 高光沢保護フィルム for 9.7 インチ iPad Pro	120 円
63	フィルム	【SB-ID09-PFGC】ガラスコーティング液晶保護フィルム for iPad Pro	170 円
64	フィルム	【SB-ID05-PFAG】反射防止保護フィルム for iPad Air	70 円
65	フィルム	【SB-ID08-PFSN】衝撃吸収 反射防止保護フィルム for iPad mini 4	110 円
66	フィルム	【SB-ID04-PFAG】反射防止保護フィルム for iPad mini	50 円
67	フィルム	【SB-EF46-SNKY】衝撃吸収反射防止保護フィルム for DIGNO F	80 円

68	フィルム	【GW4-00009】Surface 3 用 スクリーン プロテクター	220 円
69	フィルム	【4ZE0F63043】ThinkPad 10 プライバシーフィルター(4 方向)	410 円
70	フィルム	【4ZE0F63042】ThinkPad 10 保護フィルム(光沢なし)	140 円
71	フィルム	【4ZE0F63042-2】ThinkPad 10 保護フィルム(光沢なし)	180 円
72	ケーブル	【SB-CA30-NEWL/WH】Lightning Cable for iPhone/iPad ホワイト	60 円
73	ケーブル	【Q4X-00026】Ethernet アダプター	210 円
74	ケーブル	【R7X-00028】Mini DisplayPort - VGA アダプター	210 円
75	ケーブル	【3U7-00007】Ethernet アダプター(v2)	190 円
76	AC ケーブル	【SB-AC13-HDMU/WH】スマートフォン用 microUSB 充電 AC アダプタ 1.0A	60 円
77	AC ケーブル	【SB-AC09-JSIM/WH】itomaki AC Adapter for iPhone/iPad ホワイト	110 円
78	AC ケーブル	【SB-AC10-JSSM/WH】itomaki AC アダプタ for smartphones ホワイト	80 円
79	AC アダプタ	【4GY-00007】Surface 3 用 13w 電源アダプタ	180 円
80	バッテリー	【SB-SE12-U031/WH】smart energy card 3100	130 円
81	バッテリー	【SB-SE13-U062/WH】smart energy box 6200	230 円
82	バッテリー	【SB-SE14-U100/WH】smart energy box 10000	280 円
83	タッチペン	【SB-TP03-LGSE/BK】touch pen super smooth /ブラック	50 円
84	タッチペン	【SB-TP03-LGSE/SV】touch pen super smooth /シルバー	50 円
85	タッチペン	【3ZY-00016】Surface Pen V3 (シルバー)	310 円
86	タッチペン	【3ZY-00026】Surface Pen V3 (ブラック)	310 円
87	タッチペン	【4EY-00007】Surface Pen (Surface Pro3/3 専用)	220 円
88	タッチペン	【4X80F22107】ThinkPad Tablet タッチペン	160 円
89	マウス	【P9X-00009】Arc Touch Mouse Surface Edition	330 円
90	キーボード	【GV7-00067】Surface 3 用 タイプ カバー (ブラック)	580 円
91	キーボード	【GV7-00069】Surface 3 用 タイプ カバー (ブルー)	580 円
92	キーボード	【GV7-00070】Surface 3 用 タイプ カバー (ブライ ト レッド)	580 円
93	キーボード	【GV7-00071】Surface 3 用 タイプ カバー (レッド)	580 円
94	キーボード	【SB-KB08-CWKB】Extra Slim Keyboard & Case for iPad Air	300 円
95	キーボード	【4X30E68286-2】ThinkPad 10 タッチケース-日本語	410 円
96	キーボード	【4X30E68286-2】ThinkPad 10 タッチケース-日本語	470 円
97	キーボード	【4X30E68115】ThinkPad 10 ウルトラブック キーボード-日本語	540 円
98	車載	【SB-DC02-IOST】iPhone 用 車載 DC アダプタ	80 円
99	車載	【SB-CC01-MOST】モバイル用 カーホルダー ブラック	60 円
100	ヘッドセット	【LBT-PCVM01BK】Bluetooth® ボイスチャット用ヘッドセット	170 円
101	ドック	【M9Z-00007】Surface 3 用 ドッキング ステーション	870 円
102	ドック	【4X10H04507】ThinkPad Tablet ドック	640 円

附則

(実施期日)

この改定後の本条項は、2016 年 08 月 02 日より実施します。

以上